

第 2 章「環境の現状と課題」原案の案 第 1 回環境審議会の結果を踏まえた訂正

第 2 章原案の案 掲載箇所	訂正内容
<p>(10 ページ) 図 2-1-3 人口・世帯数の推移</p>	<p>縦軸の「人口」について 当初案では、最大目盛りを 6 万人としておりましたが、人口が増加傾向にあることを踏まえ、<u>7 万人までの表示に訂正いたします。</u></p> <p>22 ページの図 2-3-3 についても同様とします。また、新旧対照表(第 1 回審議会資料 2-4)の図番号誤りも併せて訂正します(2-1-2 2-1-3)。</p>
<p>(15 ページ) 1 行目～「市内には、山林、梨園などの樹園地、河川沿いの斜面林など豊かな木々の緑があり、・・・」</p>	<p>斜面林について 当初案では『河川沿いの斜面林など』と表現しておりましたが、市内では河川に直接面している斜面林はほとんどなく、多くは水路や谷津に沿って存在していることから、実態に合わせて『<u>水路・谷津に沿った斜面林など</u>』と訂正いたします。</p>
<p>(25 ページ) 表 2-3-1 市内各地区の平均空間放射線量率の変化</p>	<p>地区の並び順について 当初案では、五十音順としておりましたが、隣接地区との比較のし易さなどを考慮し、<u>隣接地区が連なる並び順</u>に訂正いたします(市中央部の白井地区を起点とした「の」の字型)。</p>
<p>(36 ページ) 6 行目～「しかし、温室効果ガスの・・・懸念されます。」</p>	<p>「地球温暖化」及びそれに伴う「異常気象」について 当初案では、温暖化が進行していることには言及しながらも、具体的な上昇幅を記載していませんでしたので、世界と日本における最近 100 年間の上昇幅を及びその出典を次のとおり追記いたします。</p> <p>『<u>世界の年平均気温は長期的にみて上昇傾向にあり、1891 年の統計開始以来 100 年あたり 0.69 の割合で上昇しています。また、日本の年平均気温も、1898 年の統計開始以来 100 年あたり 1.14 の割合で上昇しています(気象庁「異常気象レポート 2014」)。</u>』</p> <p>温暖化による主要な影響の一つである「異常気象」について、語義及び近年の日本における被害状況を次のとおり追記いたします。</p> <p>『<u>異常気象とは、一般に、過去の数十年間(30 年間とすることが多い)に 1 回程度しか発生しない現象や状態が生じることを指しますが、近年は、日本各地で台風や前線などによる大雨、洪水、土砂災害などが多く発生し、また、広い範囲で夏の高温に起因する酷暑害が発生するなど、異常気象による被害は広がりを見せています。</u>』</p>

(裏面に続きます)

第2章原案の案 掲載箇所	訂正内容
その他	第1回審議会開催以降に新たに明らかになった事象を踏まえ、次のとおり追補を行います。
(19ページ) 図2-3-1 大気環境 の状況	平成26年度の測定結果の追記 千葉県から平成26年度の白井七次台測定局における測定結果が公表されたことから、グラフに値を追記します。 二酸化窒素 0.028ppm 浮遊粒子状物質 0.050mg/m ³ 光化学オゾン(昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数) 89日 光化学オゾン(昼間の1時間値の年平均値) 0.032ppm
(21ページ) 図2-3-2 河川・湖沼 の水質状況	平成26年度の測定結果の追記 千葉県から平成26年度の金山落(名内橋)における検査結果が公表されたことから、グラフに値を追記します。 生物化学的酸素要求量(BOD) 1.8mg/L
(26ページ) 16・17行目「市内には、・・・保護しています。」 (27ページ) 図2-4-1 市内の文化財(建造物・史跡・天然記念物)	脱字の追補 下線部の追補を行います。 『市ではこれらのうち、 <u>国・県指定文化財</u> 以外で特に貴重なものを <u>市指定文化財</u> として指定し保護しています。』 図2-4-1 市内の <u>指定文化財</u> (建造物・史跡・天然記念物)

(以上)

3 気候・気象

近年5年間の気象は、年平均気温15、最高気温が39、最低気温が-6であり、年間を通して温暖な気候です。また、近年5年間の年間降水量は、1,300~1,800mm程度です。

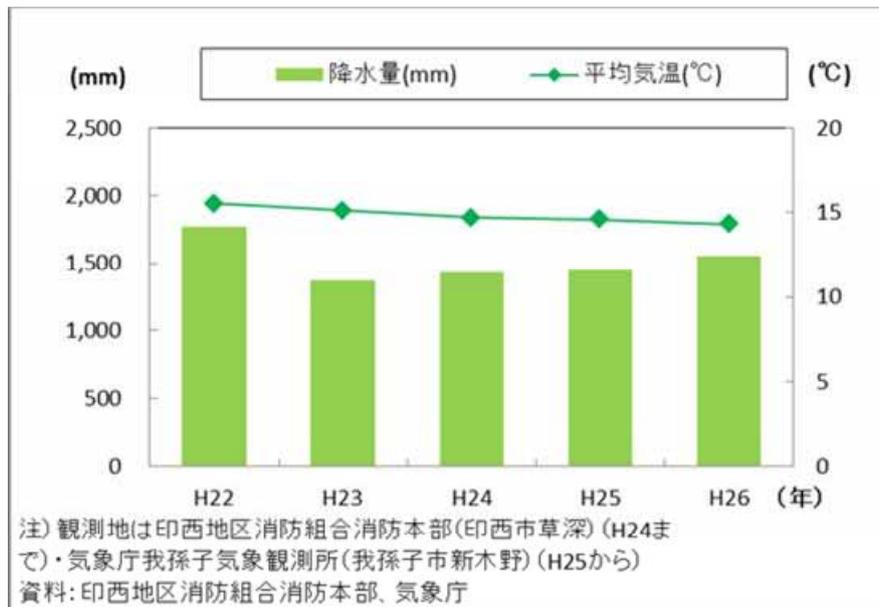


図2-1-2 市の気象

4 社会特性

(1) 人口・世帯数

本市の人口と世帯数は、千葉ニュータウン、西白井地区などの入居に伴い年々増加傾向にあります。一方、一世帯当たりの人口は、出生人口の減少や核家族化などにより減少傾向が続いています。

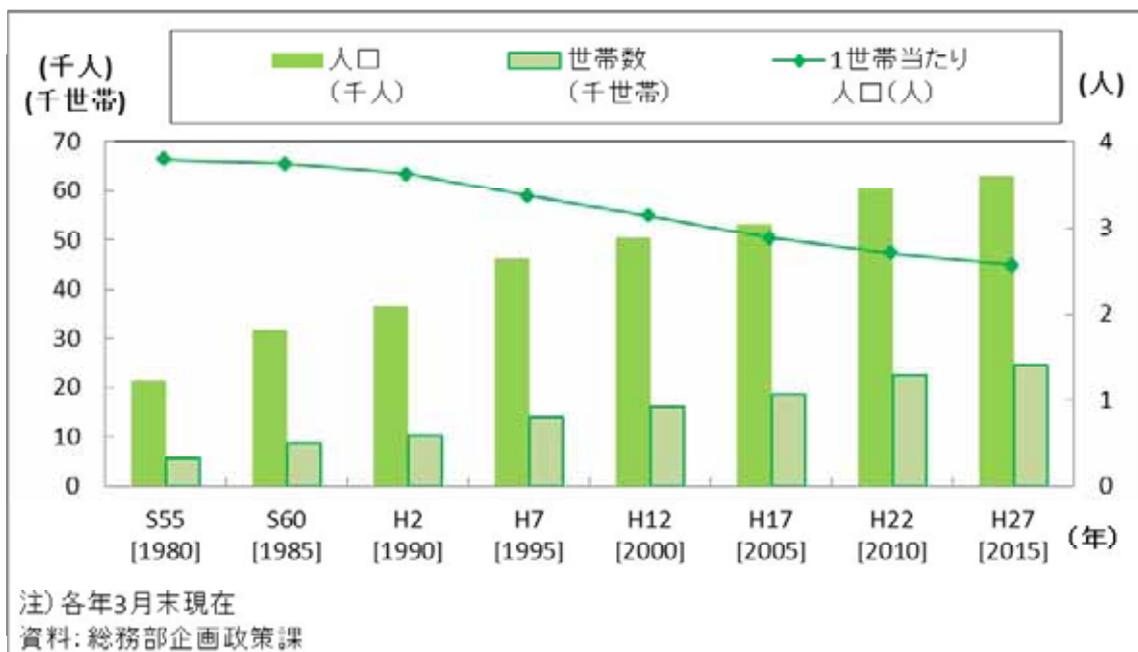


図2-1-3 人口・世帯数の推移

2 森林

市内には、山林、梨園などの樹園地、水路・谷津に沿った斜面林など豊かな木々の緑があり、周辺の農地や水辺などとともに、市の原風景ともいえる里山の景観を形成しています。適切に管理された森林が将来にわたって確保されていくことは、環境保全の観点からも非常に重要です。

しかし、住宅や事業所などの建設を目的とした開発が進んでいることなどにより、森林面積は年々減少しています。また、残された森林においても、管理が行われず放置されている場所が増えています。

市では、平成25年4月に「白井市森林整備計画」を策定し、森林の持つ機能の維持増進を図り望ましい姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方をまとめ、民有林の伐採の届出があった際にはこの計画との適合性を審査しています。

また、平成26年度からは、県からの権限移譲により、都市計画法に基づく開発許可に関する事務を行っており、秩序ある開発の誘導を図っています。

このほか、「(仮称)谷田・清戸市民の森整備事業」では、谷田・清戸地区に残る、湧水の涵養林としても貴重な森林の保全を進めています。

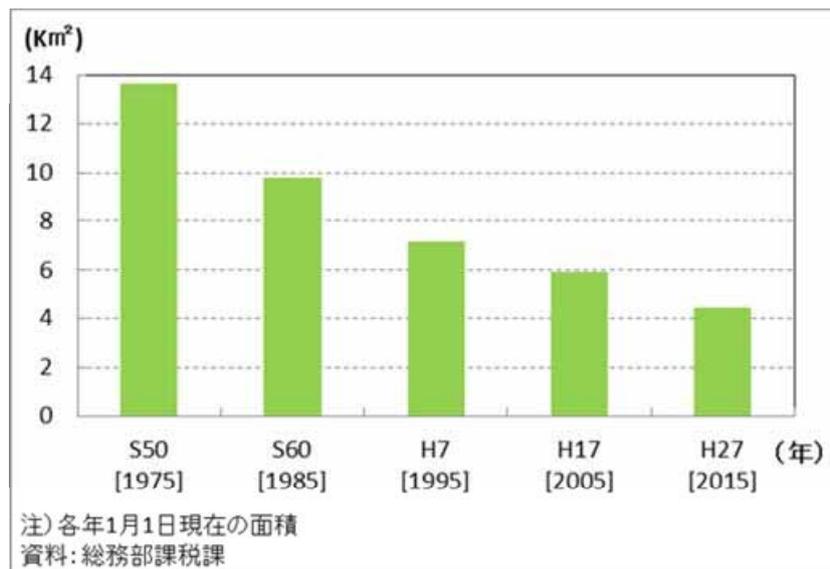


図2-2-2 山林面積の推移

森林の課題

- ◇ 開発許可の権限移譲に基づく秩序ある開発の誘導により、森林面積の減少に一定の歯止めが掛けられましたが、民有林の伐採などに対しては、今後も注意深く状況を見守っていくことが必要です。
- ◇ 残された森林の適切な維持管理を図っていくことが必要です。

里山：従来は、木材や堆肥、薪や炭の生産などに利用されていた集落周辺の山林をいいます。昨今、広く農地や周辺の樹林地、水辺など農村の総称として使われています。

(仮称)谷田・清戸市民の森整備事業：谷田・清戸地区にある湧水地を中心とした森林、草原及び湿地などからなる里山において、生物多様性を保持する観点からその里山の自然環境を保全・再生する事業。

湧水：地下水が崖や谷頭から地表に流れ出たもの。

第3節 公害の現状と課題

1 大気環境

大気の汚染が進むと、人の呼吸器などを中心に健康への影響が生じる恐れがあります。

市内では、主な汚染物質として 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの大気中濃度が、県により七次台地区の測定局で監視測定されており、それぞれの物質について国の環境基準が設けられています。

大気汚染物質の主な排出源は工場や自動車などの排出ガスです。大気は流動性が高く、また自動車は移動する発生源であることから、排出抑制には市域を超えた協力が必要となります。

七次台地区での測定結果を見ると、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は環境基準を大きく下回っていますが、光化学オキシダント濃度については、年に60～90日程度、環境基準を超過する日が生じています。

光化学オキシダントにより生じる光化学スモッグに対しては、千葉県が全県で監視を行っており、市では、濃度の一定以上の上昇が懸念されるとき、県からの情報提供に基づき市内で注意喚起を行っています。

また、近年西日本を中心に濃度上昇が多発している微小粒子状物質（PM2.5）についても、県からの情報提供に基づく注意喚起を行っています。

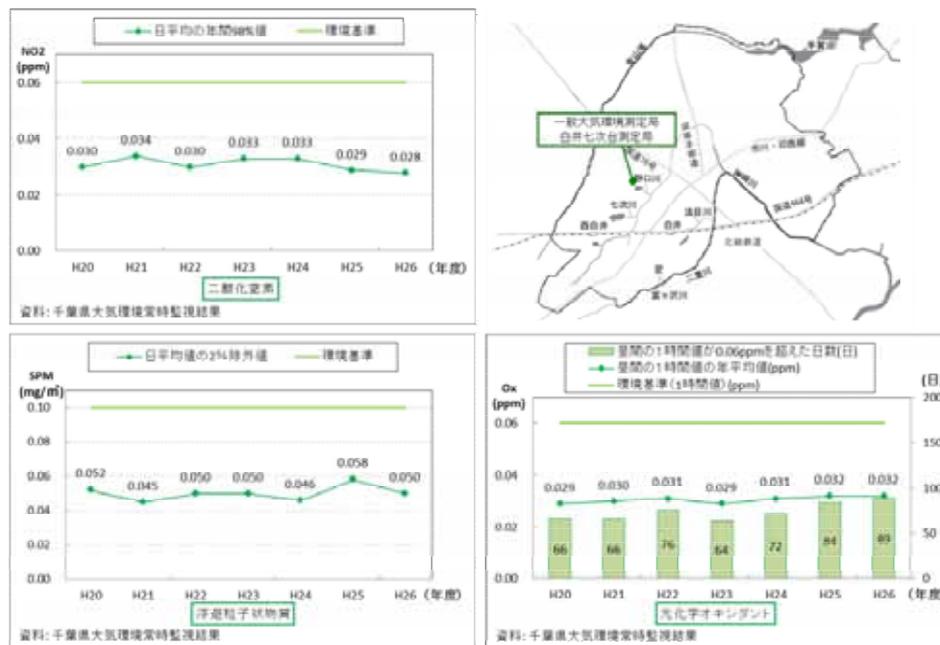


図2-3-1 大気環境の状況

大気環境の課題

- ◇ 削減が進んでいない汚染物質を中心に、国・県・他市町村などと協力し排出削減に取り組んでいくことが必要です。
- ◇ 健康被害を未然に防ぐため、汚染物質の監視や必要な注意喚起を迅速・確実に行うことが必要です。

二酸化窒素：石油や石炭などの窒素を含んだ燃料などの燃焼により発生し、酸性雨の要因の1つです。

浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が10ミクロン以下の物質です。

光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素などの一次汚染物質が、強い太陽光の紫外線により光化学反応を起こして生じるオゾンなどの酸化性物質（オキシダント）の総称です。

光化学スモッグ：太陽光線（紫外線）によって作られた光化学オキシダントなどが空中に停留し、スモッグ状になることをいいます。

3 水質

(1) 河川・湖沼

各家庭からの生活排水、工場・事業場からの排水及び山林・農地・市街地などの表流水からの汚れが自然の浄化能力を超えて流入すると河川の水質汚濁が発生します。

市では、公共用水域の水質汚濁の状況を監視するため BOD や COD などの水質調査を実施しています。

近年は公共下水道の整備が進み、また、合併処理浄化槽などの普及や適正な維持管理が進められたことによって、一部の河川では水質が改善してきていますが、湖沼（下手賀沼）については、環境基準値を達成できない状況が続いています。

市では、平成 24 年度に「白井市生活排水処理基本計画」を策定し、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽の設置を促進しています。

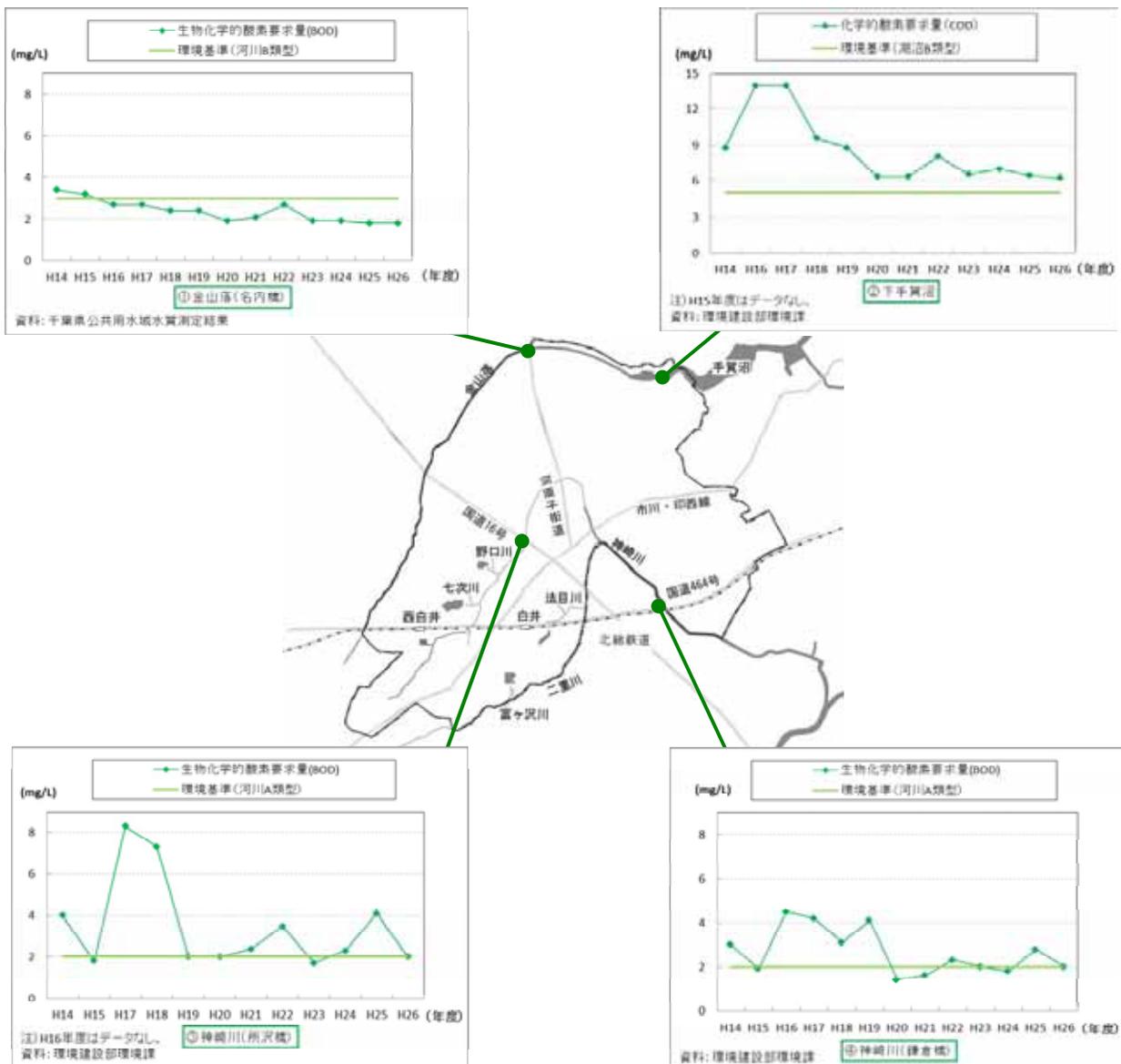


図2-3-2 河川・湖沼の水質状況

BOD(生物化学的酸素要求量): 水中の有機物が微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素量です。河川の水質汚濁の代表指標です。
 COD(化学的酸素要求量): 水中の有機物を酸化剤で化学的に分解したときに消費される酸素量です。海域や湖沼の水質汚濁の代表指標です。
 合併処理浄化槽: し尿と、台所や風呂から出る生活排水を合わせて処理する槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽と比べると大幅に浄化能力が高くなっています。

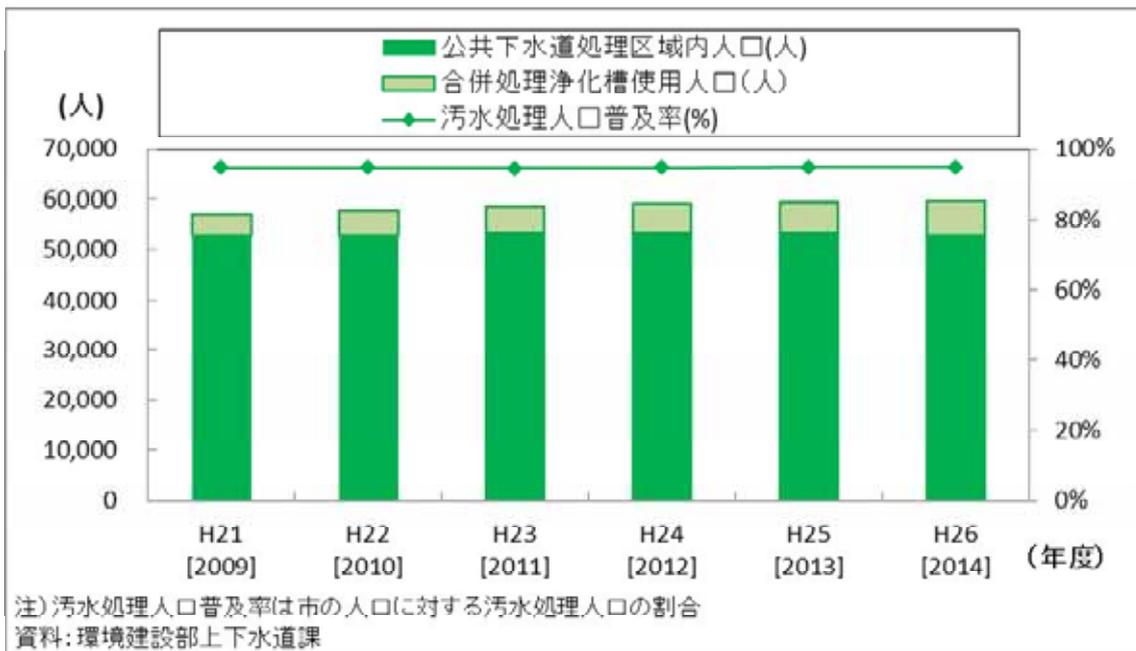


図 2-3-3 公共下水道及び合併処理浄化槽の普及状況

(2) 地下水

地下水は、安心な飲料水として利用されてきましたが、産業の発展に伴い自然界において分解されにくい物質や生物体に悪影響を及ぼすような多種多様な化学物質が使用されるようになり、これらが地下水に混入するという状況が生じています。

本市においては、トリクロロエチレンなど揮発性有機化合物による地下水汚染が下記の地区で確認されており、調査や対策を進めています。

● 神々廻地区

平成 10 年度にばっ気処理施設を汚染源に設置し、汚染水を汲み上げ浄化してきたことにより一定の成果を得ましたが、未だ飲用基準の全面的な達成には至っていないことから、調査を継続しています。また、飲用基準を超過した井戸の所有者に対しては、浄水器の貸与を実施しています。

● 工業団地及び周辺地区

汚染物質が検出された井戸について、継続的に水質調査を実施しています。また、効果的な浄化対策を進めていくため、平成 15 年度から地下水汚染機構解明調査を実施しています。

● 平塚地区及び復四地区

汚染状況の把握のため、汚染物質が検出された井戸について、継続的に水質調査を実施しています。

水質の課題

- ◇水質が環境基準を達成していない下手賀沼や神崎川を中心に、県や他市町などと協力し水質浄化を図っていくことが必要です。
- ◇地下水汚染の調査や浄化対策の継続が必要です。

6

放射性物質

(1) 放射性物質

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故では、放射性セシウムなどの放射性物質が大気中に大量に放出されました。その一部は風により白井市を含む千葉県北西部を通過し、降雨とともに地表面などに沈着または滞留したものと考えられています。

放射線の被ばく形態は、地表や大気中など体外に存在する放射性物質による外部被ばくと、飲食や呼吸に伴い体内に侵入した放射性物質による内部被ばくに大別されます。

市では、外部被ばく対策として、平成24年4月に「白井市除染実施計画」を策定し、子供の生活環境を優先して公共施設や住宅等の除染を進めてきました。この結果、平成26年度には市内の平均空間放射線量率は約半減し、国が定める基準値である毎時0.23マイクロシーベルトを大きく下回る値となっています。

「白井市除染実施計画」は平成26年度で終了しましたが、市では引き続き空間放射線量率のモニタリングを行い、必要に応じて局所的な除染を行っていくこととしています。

また、内部被ばく対策としては、学校給食食材等の食品の放射能検査や、体内に蓄積した放射性物質の濃度を測定するホールボディカウンタの測定費用の一部助成などを行っています。

さらに、甲状腺疾患など、中長期的な健康不安に対し適切に対応できるよう、国の動向や、福島県において継続的に行われている県民健康調査の結果などを注視しています。

表2-3-1 市内各地区の平均空間放射線量率の変化

地区 (白井市除染実施計画による区分)	空間放射線量率 ($\mu\text{Sv/h}$)		低減率 (A-B)/A
	A 平成24年1~2月 (除染実施計画策定時)	B 平成26年5~7月	
白井	0.23	0.13	45%
根(下郷谷・上人塚)	0.23	0.10	58%
木	0.23	0.11	50%
復(初崎・中山・道祖神・台山・西ノ内・城際)	0.23	0.11	53%
笹塚(1丁目)	0.22	0.10	55%
笹塚(2・3丁目)	0.23	0.12	48%
堀込	0.23	0.10	56%
南山	0.20	0.10	50%
池の上(1丁目)	0.18	0.10	44%
池の上(2・3丁目)	0.24	0.10	59%
復(上記以外)	0.15	0.08	47%
根(上記以外)	0.18	0.09	50%
富士	0.16	0.09	44%
けやき台	0.22	0.12	45%
大松	0.15	0.07	53%
大山口	0.18	0.08	56%
清水口	0.17	0.09	47%
七次台(1・2丁目)	0.20	0.09	55%
七次台(3・4丁目)、野口	0.23	0.11	53%
西白井(1・2丁目)	0.19	0.09	53%
西白井(3・4丁目)	0.23	0.11	51%
富塚	0.25	0.13	49%
折立	0.23	0.12	48%
中	0.23	0.11	51%
名内(小名内・入谷・屋敷附・屋敷廻)	0.24	0.14	42%
河原子	0.26	0.10	61%
名内(上記以外)	0.20	0.11	45%
今井	0.18	0.10	44%
平塚	0.20	0.11	45%
神々廻	0.23	0.12	48%
十余一	0.27	0.13	51%
清戸	0.25	0.13	49%
谷田、武西	0.23	0.12	49%
桜台	0.29	0.12	58%
平均	0.21	0.11	49%

資料：環境建設部環境課

放射性物質の課題

- ◇ 外部被ばく・内部被ばくのそれぞれについて、市民の不安を払拭し、事故以前の生活を取り戻していく必要があります。

第4節 生活環境の現状と課題

1 景観・文化財

(1) 景観

景観は、自然や建築物・工作物、遠くの山並みなど、視覚により総合的に捉えられる風景のことであり、地域の特徴や印象を形成するものとなります。良好な景観とは、風景を形づくる要素の規模・形態・色彩などが調和し、その地域や場所の個性を表わしている状態といえます。

市では、都市計画に関する基本的な方針である「白井市都市マスタープラン」(平成27年度改訂)において、市街地及び田園集落地における景観の基本方針を定め、それぞれにおいて「白井らしさを感じることでできる空間形成を目指した計画的な景観誘導」と「市民の景観に関する取組みへの支援及び意識の醸成」を図っていくこととしています。本文確定は都市マス改訂後

また、市内には桜並木や梨園、河川沿いの斜面林など豊かな緑があり、四季を通じて美しい景観を形成しています。市ではこれらの場所を「しろい散策マップ」などによって紹介しています。

(2) 文化財

文化財は、先人から受け継いだ貴重な伝統文化や歴史的遺産であり、国や自治体の指定に基づき保護が行われています。

天然記念物や史跡、歴史的建造物などの文化財は、その周囲にも古くからの自然環境や優れた景観が残されていることが多く、文化財の保護は結果的に良好な環境の保全につながることもあります。

市内には、歴史的建造物や史跡、巨樹・巨木などが数多く存在します。市では、これらのうち国・県指定文化財以外で特に貴重なものを市指定文化財として指定し保護しています。

文化財：有形文化財(建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍、古文書などで、歴史上または芸術上意義の高いもの及び考古資料ならびに学術上意義の高い歴史資料)、無形文化財(演劇、音楽、工芸技術などで、歴史的または芸術上意義の高い物)、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群などの総称。

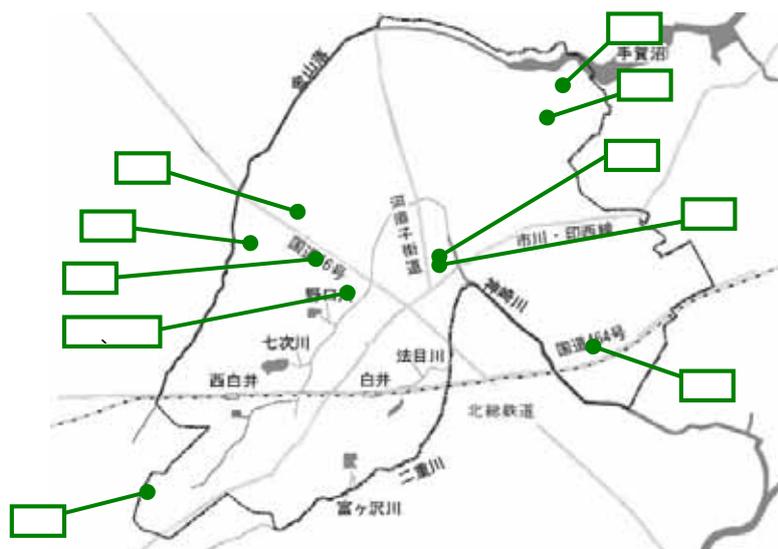


図2-4-1 市内の指定文化財（建造物・史跡・天然記念物）

景観・文化財の課題

- ◇ 地域特性を活かし、調和のとれた景観形成の推進が必要です。
- ◇ 良好な環境の保全にもつながる文化財の保護を着実に行うことが必要です。

第7節 地球環境の現状と課題

1 地球環境

(1) 地球温暖化

地球は、太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地表から熱が放射されます。大気中に含まれる二酸化炭素(CO₂)やメタンなどの温室効果ガスは、地表から放射される熱を吸収する働きを持っています。これにより、地球の平均気温は14 前後に保たれ、人間をはじめ生物が生きるのに適した環境が保たれています。

しかし、温室効果ガスの量が増えると、大気中の熱の吸収量が多くなり、地球の気温が上昇します。この現象を「地球温暖化」といいます。世界の年平均気温は長期的にみて上昇傾向にあり、1891 年の統計開始以来100 年あたり0.69 の割合で上昇しています。また、日本の年平均気温も、1898 年の統計開始以来100 年あたり1.14 の割合で上昇しています(気象庁「異常気象レポート2014」)。

人間の活動に伴う温室効果ガスの排出量は急増しており、このまま地球温暖化が進むと、異常気象の頻発、野生生物や生態系への影響、農林漁業への被害などが懸念されます。異常気象とは、一般に、過去の数十年間(30 年間とすることが多い)に1 回程度しか発生しない現象や状態が生じることを指しますが、近年は、日本各地で台風や前線などによる大雨、洪水、土砂災害などが多く発生し、また、広い範囲で夏の高温に起因する酷暑害が発生するなど、異常気象による被害は広がりを見せています。

温室効果ガスの排出量はエネルギー使用量に概ね比例します。このため、温室効果ガスの排出を抑制するためには、省エネルギーの推進や再生エネルギーの利用拡大を社会に定着させていくことが重要です。

市では、地球温暖化防止対策の一環として、平成17 年度に「白井市地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、市役所などの公共施設からの温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。現行計画(平成27 年4 月改訂)では、平成25 年度の排出量を基準として、平成29 年度までに、省エネルギーの推進などにより温室効果ガスの総排出量(二酸化炭素換算)を4%削減することを目標としています。

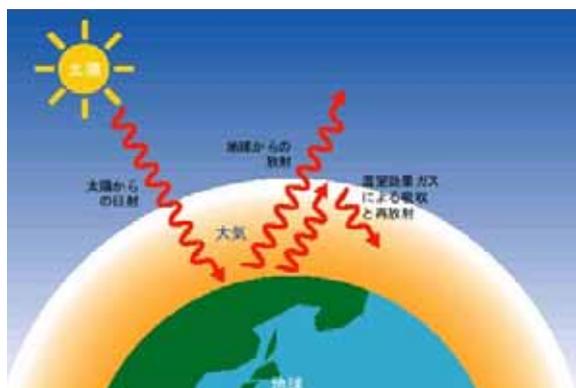
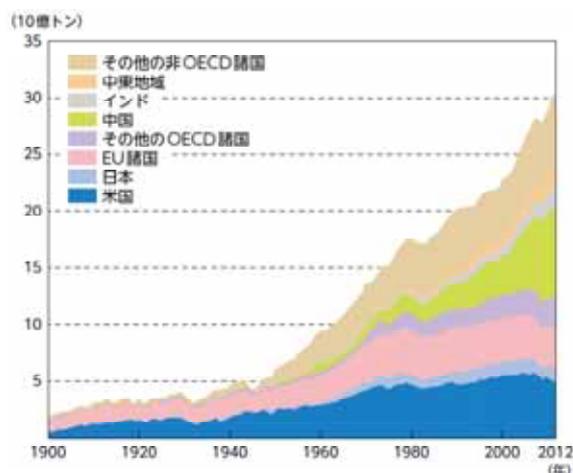


図2-7-1 地球温暖化の概念



資料:「平成26年版 環境白書」(環境省)

図2-7-2 主要国別エネルギー起源CO₂排出量の推移